

利用者のために

I 漁業センサスの概要

1 調査の目的

漁業センサスは、我が国の漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的としている。

2 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）に基づいて行った。

3 調査の体系

調査年次	調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査期日	調査方法	
2003年 (第11次)	海面 漁業 調査	漁業経営体調査	海面に沿う市区町村及び漁業法第86条1項規定により農林水産大臣が指定した市区町村	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	平成15年 11月1日 現在	調査員が調査客体からの面接聞き取り調査（一部項目（会社、官公庁、学校、試験場については全部）自計申告）

II 利用上の注意

2003年（第11次）漁業センサスの主な改正点

2003年漁業センサス（海面漁業調査及び流通加工調査）の実施に当たっては、水産業の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

1 調査項目の充実

- (1) 資源管理の状況を明らかにするため、養殖施設の稼働状況、遊漁が行われている場所の有無、遊漁者の受け入れ態勢等を把握する項目を設定。
- (2) 水産物の生産から流通・消費に至る実態を明らかにするため、漁業経営体における漁獲物の出荷先、冷凍・冷蔵、水産加工場における原料の仕入れ先、製品の出荷先等を把握する項目を設定。
- (3) 水産加工業及び魚市場における安全・品質確保の取組を把握するため、衛生管理施設への投資金額、廃棄物等の再生利用についての取組等を把握する項目を設定。
- (4) 女性の労働状況や漁業関連産業における就業状況を把握するため、漁業経営体における漁業の海上/陸上作業に従事した人が最も多かった時期の人数、冷凍・冷蔵、水産加工場等における従業員数等を男女別に把握する項目を設定。
- (5) 漁業就業者及び漁船の乗組員における外国人の実態を把握するため、漁船の外国人乗組員を把握する項目を設定。
- (6) 水産業・漁村の有する多面的機能や漁村の生活環境の実態を把握するため、漁業体験・漁村体験の実施主体や開催回数、合成洗剤不使用の取組等を把握する項目を設定。

2 調査範囲の変更

従前の「冷凍・冷蔵工場調査」及び「水産加工場調査」を統合し、新たに「冷凍・冷蔵、水産加工場調査」として調査範囲を沿海市区町村から全国の市区町村（沿海及び非沿海）に変更。

1 報告書の構成

この報告書は、2003年（第11次）漁業センサスの海面漁業調査の結果から、団体経営体のうち、会社及び共同経営に関する統計について取りまとめたものである。

統計表は総括編、会社編及び共同経営編から構成されており、総括編では、主要項目を中心に経営体組織別及び経営体階層別に、会社編では、資本金規模別及び従業員規模別に、共同経営編では、出資金規模別に掲載した。

2 調査の定義及び約束事項

漁業経営体 | 過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

経営組織 | 漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。

個人	個人で漁業を自営する経営体をいう。
会社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
本社	他の場所に支社、支店等をもち、それらを総括する事業所及び支社、支店等をもたない単独の事業所等をいう。
事業所	本社以外の支社、支店及び営業所等をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。
経営体階層	<p>漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。</p> <p>(ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。</p> <p>大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖の各階層。</p> <p>(イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。</p> <p>上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの15経営体階層を決定した。</p> <p>なお、船外機付船のみを使用した経営体で(ア)に該当する以外はすべて1トン未満階層とした。</p> <p>また、動力漁船の合計トン数には、専用船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）のトン数は含んでいない。</p>
漁獲金額	過去1年間の漁獲物の販売金額である。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	<p>(ア) 「主とする漁業種類」</p> <p>漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。</p> <p>(イ) 「営んだ漁業種類」</p> <p>漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。</p>
漁船	<p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用し、調査日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p>

最盛期の海上作業 従事者数	各漁業経営体において、過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて最も多くの人が漁業の海上作業に従事した時期の人数をいう。したがって、最盛期の海上作業従事者数を合計したものは漁業従事者数の実数とはならない。
------------------	--

3 数値及び記号の表示

(1) 数値

本統計書の数値は確定値であり、「2003年（第11次）漁業センサス結果概要」に掲載した概数値とは若干異なることがある。

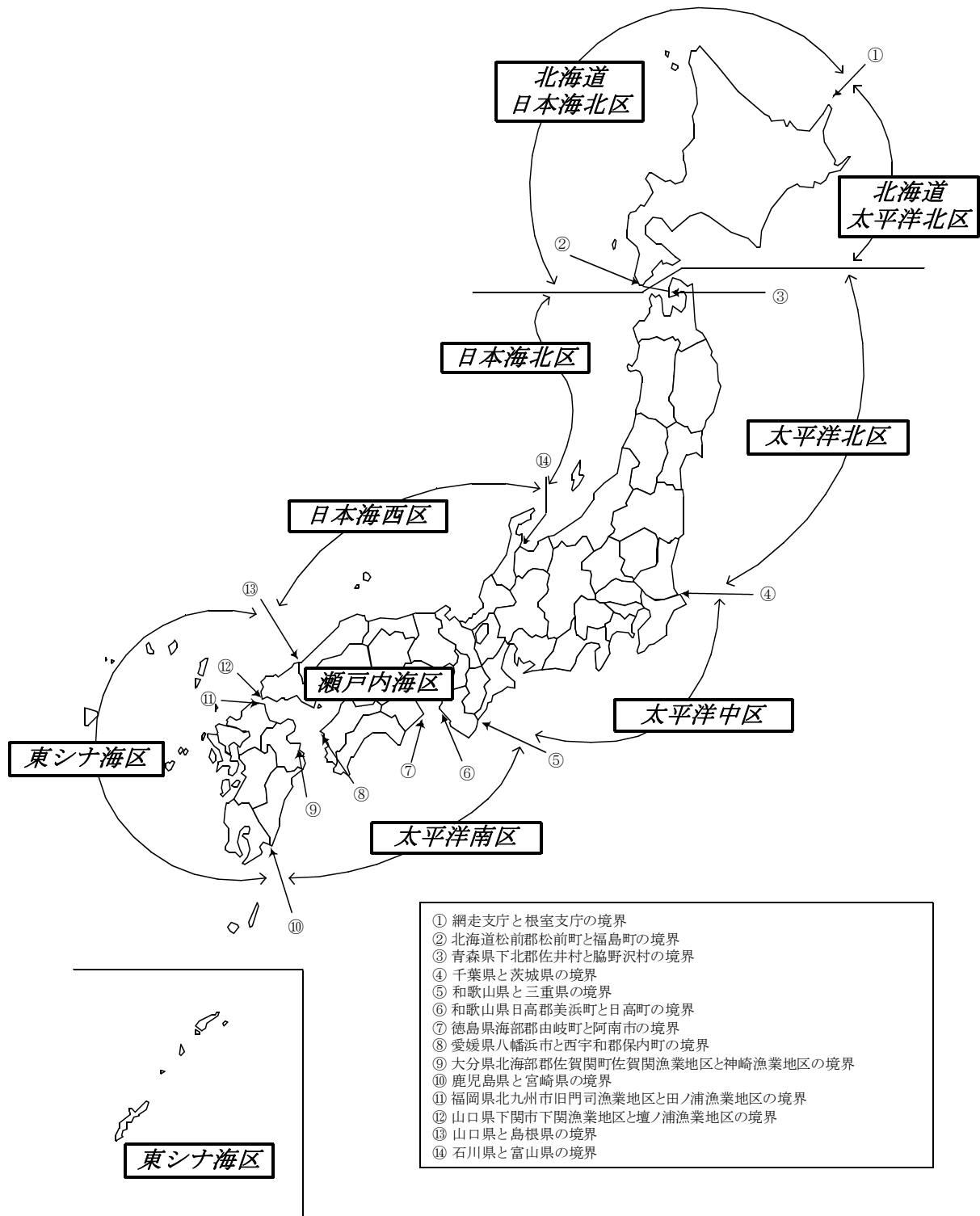
(2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「-」は事実のないもの

「x」は個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

4 大海区区分図



Ⅲ 報告書の刊行一覧

漁業センサスに関する報告書は、次のとおり、随時刊行する予定である。

○ 既に刊行したもの

第1巻 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2巻 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3巻 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4巻 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

第1分冊 北海道・東北・北陸

（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、富山、石川、福井）

第2分冊 関東・東海・近畿

（茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、和歌山）

第3分冊 中国・四国

（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

第4分冊 九州・沖縄

（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

第5巻 海面漁業の構造変化に関する統計

第6巻 海面漁業の団体経営体に関する統計（本報告書）

第7巻 内水面漁業に関する統計

○ 今後刊行する予定のもの

別冊1 2003年（第11次）漁業センサス総括編

別冊2 THE 2003 (11TH) FISHERY CENSUS OF JAPAN（英文統計）

CD-ROM等 2003年（第11次）漁業センサス海面漁業に関する電子統計書

CD-ROM等 2003年（第11次）漁業センサス内水面漁業に関する電子統計書

Ⅳ 連絡先

この報告書に関する問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室漁業センサス統計班

電話： 03-3502-8111 内線2789

03-3501-1013（直通）